

宇部市個人情報保護対策審議会 会議録

日 時：令和元年 11 月 28 日(木) 18 時 15 分～19 時 05 分

場 所：宇部市役所本庁舎 2 階 第 2 会議室

1 議 題

- (1) 国保総合システム及び特定健診等データ管理システムで管理しているデータの外部提供について

2 出席者

- (1) 委 員 佐藤会長、松藤副会長、寺地委員、加藤委員、弘中委員、伊藤委員

- (2) 提案部の職員

(健康福祉部)

中野健康福祉部長、山下保険年金課長、東原保険年金課副課長、玉泉保険年金課保険管理係長、奥田保険年金課保険管理主査、道田保険年金課保険管理主務主任

(事務局)

片岡総務財務部長、穂積総務財務部参事、原田総務管理課長、松尾総務管理課副課長、高橋総務管理課総務統計係主査、河野総務管理課総務統計係主任

議題 1 国保総合システム及び特定健診等データ管理システムで管理しているデータの外部提供について

(委員)

本日の審議内容の要点をもう一度説明して欲しい。

(保険年金課)

データを直接提供するのは山口県になる。山口県は独自の分析ではなく、業務委託を行い実施する。直接的ではないが、市の保有するデータが山口県のみならず、外部の民間企業へ提供されるため、当然公益性はあるが、個人情報の観点から、審議会としての意見を伺いたい。

(会長)

これから行う事業の可否ではなく、市が管理しているデータを外部へ提供して良いか、悪いかの結論を審議することでもいいか。

(保険年金課)

はい。

(委員)

山口県からデータの提供について要求があった場合、そもそも市として断ることはできるのか。

(保険年金課)

山口県からは、この度の事業は市にとってもプラスになるため、データ提供に承諾して

欲しいと依頼があった。市としては有益な事業だと考えているが、データの提供について断ることも可能である。

(会長)

仮にデータを提供するとなれば、いつから開始となるのか。

(保険年金課)

県はなるべく早く提供して欲しいと言っている。

(会長)

資料では、県の事業が今年度の3月までとなっているので、それまでにということか。

(保険年金課)

はい。

(会長)

データの提供は、今回1回だけになるのか。それとも毎年提供するのか。

(保険年金課)

今回1回だけの提供となる。

(会長)

データ提供の対象となるレセプト件数はどれくらいか。

(保険年金課)

国保の一年間のレセプトは約70万件となる。

(会長)

提供範囲は平成30年のデータなのか。

(保険年金課)

平成30年度のデータが対象となる。

(会長)

提供する個人情報の項目に氏名とあるが、分析に氏名は必要なのか。

(保険年金課)

県からは各項目に共通の番号がないため、情報を紐付けするために名前等の情報が必要と聞いている。

(会長)

レセプトデータと被保険者マスタは被保険者番号で繋がっているのではないか。

(保険年金課)

国民健康保険の場合、世帯単位で被保険者番号がある。同じ世帯で複数被保険者がいた場合は特定が難しいため、生年月日、氏名で個人を特定している。

(会長)

生年月日、氏名は、個人を特定するために必要ということか。

(保険年金課)

はい。

(委員)

市として山口県へデータを提供する際に、DVDへパスワードを設定し情報を提供するとあるが、この方法で大丈夫なのか。

また、分析後の研修については、個人情報がない資料で実施はされるのか。

(保険年金課)

DVDにパスワード設定を行い、セキュリティを強化したうえで提供する予定である。研修については、個人情報がでることはない。

(会長)

データを分析し、優先的な健康課題の抽出、それに対応した費用対効果の高い保健事業の提案とあるが、具体的にはどのようなことがあるのか。

(保険年金課)

例えば、ジェネリック医薬品の使用が、市町において年代別、性別でどのように違うのか、また、医療費の関係性も分析し、宇部市において、固有の課題、対策が示されるものとする。

(委員)

これまで宇部市独自のデータを分析し、事業や対策を実施したことはあるのか。

(保険年金課)

2018年3月に、国民健康保険のデータヘルス計画兼特定健康診査等実施計画を策定した。策定にあたり独自で分析を行い、宇部市の健康課題として、生活習慣病である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の被保者が多いという結果となり、対策として、発症予防の取組等が必要であるとした。このように、これまでも宇部市独自の分析や分析結果後の事業の取組等は実施している。

(委員)

市の業務委託先である国民健康保険団体連合会へ、市のデータを提供しているが、県へのデータ提供は、国民健康保険団体連合会の業務として行うのか。

(保険年金課)

国民健康保険団体連合会は、都道府県、市町村、国民健康保険組合等が共同して診療報酬の審査や支払い、保険事務の共同処理をするために設立した団体であり、全国47都道府県に設置されている。

市は国民健康保険団体連合会へ業務委託を行っているが、昭和63年に開催された個人情報保護対策審議会において、業務委託についての承諾を得ており、国民健康保険団体連合会に情報を提供している。

(委員)

山口県の委託業者はどのように決定したのか。

(保険年金課)

県で業務委託仕様書を作成し、提案募集をしたところ何社か募集があり、審査した結果、当該委託業者へ決定したと聞いている。

(委員)

管理責任者は、「委託業者と山口県の契約が成立すれば、責任は山口県が負うこととなる。」とあるが、どういうことか。

(保険年金課)

仮に個人情報に流出した場合等、個人情報に関する全般的な責任は、委託業者と契約を締結する県が責任を負うことになる。

(会長)

責任についてだが、国民健康保険団体連合会が市のデータをDVD化し県に提供する。その後、県がそのデータを委託業者に提供し分析を行ってもらうが、仮に、委託業者が情報を漏えいしたり、目的外使用した場合は、山口県の管理責任となるということではないか。

(保険年金課)

そのように理解している。

(委員)

確認となるが、山口県へ個人情報を提供する場合、提供元は国民健康保険団体連合会になるのか。

(保険年金課)

提供元は宇部市となる。宇部市は委託先である国民健康保険団体連合会を通じて、県へ情報を提供する。

(委員)

山口県へDVDを提供する際は、データが加工できる状態で提供するのか。
また、県から戻ってきたデータが、提供したデータと同じであるか確認をするのか。

(保険年金課)

DVDについては、パスワードを設定し提供となるが、書込みができない状態で提供するかは把握していない。戻ってきたデータは確認を行う。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

〈全委員挙手〉

(会長)

それでは全会一致で賛成することとしたい。

以 上